

## 食品の検査結果について（令和8年(2026年)1月）

### (1)収去等検査

(試験検査機関:熊本市環境総合センター)

検体	検査項目	検体数	検査結果
みそ	ソルビン酸、サッカリンナトリウム	3	全て適合
しょうゆ	安息香酸、パラオキシ安息香酸、サッカリンナトリウム	5	全て適合
生食用かき	一般細菌数、E.coli、腸炎ビブリオ、ノロウイルス	4	全て適合
国産野菜 (レタス・ブロッコリー)	残留農薬	5	違反1検体
合計		17	

### 残留農薬の検査について

熊本市では、田崎市場やスーパーの産直売り場などで流通している野菜や果物を収去して、残留農薬の検査を行っています。

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、

消費者庁は、すべての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準を設定しています。

残留基準は、人が摂取しても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。

農薬などが基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により禁止されています。

(参考)消費者庁ホームページ



### ◆検査で基準値を超える農薬が確認された場合

農薬が決められた使い方で使用されていなかったことが

明らかになった場合には、生産地の自治体などと連携して、

生産者や出荷者などの関係者に対して原因の調査や再発防止策の実施を

求めます。また、基準を超えて農薬が残留していた食品については、

市場から速やかに回収されるなど、消費者への影響が生じないよう適切な対応が行われます。

